



# 島根県報

令和2年1月30日(木)

号外第4号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

農地を利用する権利の設定に関する裁定

(農業経営課) 2

**告 示****島根県告示第38号**

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により告示する。

令和2年1月30日

島根県知事 丸山達也

## 1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
鹿足郡吉賀町朝倉1104番3	田	289

## 2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
水田として利用	令和2年2月1日	権利の始期から令和17年12月31日まで	4,624

## 3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人しまね農業振興公社 理事長 島田 一嗣 松江市黒田町432番地1

## 4 農地の所有者等の情報

農地の所在及び地番	所有者等	所有者等の住所
鹿足郡吉賀町朝倉1104番3	斎藤 静子	鹿足郡六日市町大字立戸20番地
	斎藤 みどり	大阪市淀川区木川西二丁目5番9号
	佐瀬 幸子	東京都練馬区関町六丁目甲317番地

## 5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに松江地方法務局益田支局に補償金を供託する。